

仙台市保育所給食の一食全体測定事業に関する実施要領

(平成 25 年 5 月 9 日子供未来局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 39 条に規定する保育所において提供する給食の一層の安全と安心を確保するため、保育所給食の一食全体測定事業（以下「一食全体測定事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第 2 条 一食全体測定事業は、保育所給食の一食全体について、提供後に精密検査を行い、放射性物質の有無及び量を測定することにより実施するものとする。

(実施期間)

第 3 条 一食全体測定事業の実施期間は、この要領の実施の日から平成 27 年 3 月 31 日までの間とする。

(対象保育所)

第 4 条 一食全体測定事業の対象となる保育所（以下「対象保育所」という。）は、仙台市児童福祉施設条例（昭和 43 年仙台市条例第 17 号）第 1 条第 2 項第 2 号に定める保育所及び法第 35 条第 4 項による認可を受けて社会福祉法人等が設置、運営する保育所（以下「私立保育所」という。）の中から、各区 1 か所を基本とし、保育課長が指定する。

2 前項の指定を受けようとする私立保育所の設置者は、保育課長の定めるところにより申請を行わなければならない。

(測定方法等)

第 5 条 保育所給食の一食全体測定は、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 4 条第 9 項に規定する登録検査機関等に委託し、別表に定めるところにより行うものとする。

2 測定の頻度は、対象保育所 1 か所について、概ね週あたり 1 回とする。

(結果の公表)

第 6 条 市長は、測定結果を、ホームページへの掲載等をもって公表するものとする。

2 前項の規定のほか、私立保育所において、当該保育所に係る測定結果を公表することを妨げない。

(費用負担)

第 7 条 第 5 条第 1 項に規定する登録検査機関等への委託に係る費用は、予算の範囲内で市長が負担する。

(実施細目)

第 8 条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は子供未来局長が別に定める。

別表（第5条関係）

区 分	内 容
検査対象の放射性物質	セシウム 134, セシウム 137
分析方法	ゲルマニウム半導体検出器を用いたガンマ線スペクトロメトリーによる核種分析法

附 則

この要領は、平成 25 年 5 月 9 日から実施する。

附 則（平成 26 年 4 月 14 日改正）

この改正は、平成 26 年 4 月 14 日から実施する。